

新型コロナウイルス感染症にかかる 「滋賀県新型コロナ診断後申告窓口」の設置について

1. 申告窓口の概要

今般の、新型コロナウイルス感染症患者の全数届出の見直し後、発生届の対象外となる患者の方々について、医療機関による診断後に、自己申告により患者情報を把握し、すみやかに必要な療養と支援につなげるため、「滋賀県新型コロナ診断後申告窓口」を設置します。

2. 運用開始日

令和4年9月26日(月)

3. 窓口への申告が必要な方

医療機関で新型コロナウイルス感染症と診断され、医療機関から配布される案内資料「新型コロナウイルス感染症陽性と診断された方へ」の医療機関記入欄に、届出の「対象外」と記入された方は、申告いただく必要があります。

- ・届出の「対象外」と記載された方
⇒申告が必要です。
- ・届出の「対象」と記載された方
⇒医療機関から保健所へ届出されているため、申告は不要です。

4. 患者情報の申告について

医療機関で診断を受けた患者の方から、滋賀県新型コロナ診断後申告窓口にご自己申告していただきます。本窓口が患者情報を登録するとともに、患者の方に対して自宅療養時の注意事項や状態悪化時の連絡先等の案内を行います。

(1) 必要書類

届出の「対象外」で、滋賀県に居住または滞在されている患者の方は、案内資料に掲載のウェブフォーム等から申告を行ってください。申告の際には以下の書類が必要です。

① 本人確認書類の写真データ

下記のうちいずれか一つ(申告時に氏名・生年月日が確認できる写真データを添付)

- ・運転免許証、マイナンバーカード(表面のみ)
- ・健康保険証、年金手帳、年金証書
- ・パスポート番号、在留カード、特別永住者証明書、運転経歴証明書

※マイナンバーや保険者番号、年金番号等はマスキングしていただく必要があります

② 患者記入欄に、患者氏名等が記入された案内資料の写真データ

(2) 申告方法

- ・滋賀県ホームページ(以下 URL)にアクセスし、注意事項等を確認のうえウェブフォームから申告を行うことができます。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/yakuza/327309.html>

- ・インターネットが使用できない場合や日本語が使用できない外国人の方である場合等、ウェブフォームから申告が行えない場合は、以下の問い合わせ窓口で電話で相談のうえ申告を行うことができます。

(4) 問い合わせ窓口

Tel:0120-935-897

受付時間:毎日9時から17時まで(土日祝も受付)

※ 令和4年9月26日開設予定